

令和8年1月21日  
大東市総合計画・総合戦略審議会\_資料3

## 巻末資料

## (1) 改訂方針

### 第5次大東市総合計画及び第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂方針

令和7年3月27日

大 東 市

令和3年に第5次大東市総合計画及び第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してから約4年が経過した。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というかつてない経験を経て、ポストコロナ時代を迎えた今もなお、デジタルの急速な普及やライフスタイルの変化、価値観の多様化など、まちを取り巻く環境は変動し続けている。また、本市を含め全国において少子高齢化・人口減少が急激に進んでおり、この傾向は今後も続くと予測されている。

これら変化が激しい時代にあって、本市が持続可能なまちであるためには、様々な変化に対応できる柔軟なまちづくりを進めることが必要である。

一方で、社会がどのように変化したとしても、一人ひとりが幸せを実感できるまちにしておくことは、まちづくりの揺らぐことのない最大目標である。

以上を踏まえ、まちづくりの根幹となる目標は堅持しながらも、目標達成に向けては、社会の変化に応じて常に更新し続けることができる柔軟性も兼ね備えた総合計画及び総合戦略とする。

具体的な改訂にあたっては、次の点に留意することとする。

#### 【総合計画】

##### (1) 計画の位置づけ

策定時からの社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化などを踏まえた精査を行い「第5次大東市総合計画（後期計画）」として位置付ける。

##### (2) まちづくりの理念とめざす将来像

現行の計画では、「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」をまちづくりの理念とし、そのようなまちづくりを進めた先の将来の姿として「安心・信頼がさらに強固な土台として築かれており、その上に希望・喜びが実感できるまち」を掲げている。引き続き、理念及び将来のまちの姿の“考え方”は根幹に据えつつ、それぞれに込められた要素や関係性を整理し、時代に即して改訂することとする。

##### (3) 人口とまちづくりの考え方

現行の計画では、子育て世代を主なターゲットとして、人口流入と定住の促進及び出産の希望の実現をめざしてきたが、依然として社会減、自然減の傾向が続いている。

計画の中間年度を迎えた今、全国的に人口減少・少子高齢化が今後も確実に進むとされ

る事実を受け止めた上で、市の維持・発展に向けた人口の考え方やターゲットを見直すこととする。

(4) まちづくりの展開方針

現行計画において「政策の視点」に掲げている「まちの土台強化」「大東ならではの付加価値の創出」、それを支える「行政基盤の強化」を軸として、それぞれの政策の方向性を示すものとする。

(5) まちづくりに取り入れる手法

ライフスタイルや価値観の多様化に伴って、市民ニーズも多様化している。人口減少社会において、これらに対応する人材や財源を確保し、より効率的・効果的にまちづくりを進めるための手法等についての考え方を示すものとする。

**【総合戦略】**

(1) 位置づけ

令和7年度末を持って現行の計画期間が満了することから、新たに「第3期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定するものとする。

(2) 基本的な考え方

総合計画の理念と整合性を持たせるとともに、国や大阪府における地方創生をめぐる動向を踏まえながら策定するものとする。

(3) 施策体系と重点分野

社会情勢の変化やこれまでの成果・課題を踏まえ、総合計画の改訂において整理した「まちづくりの展開方針」を基に、再編を行うものとする。

**【共通事項】**

(1) 基本目標やKPIについては、できるだけ定量的かつ取組と連動した値を設定することとする。また、計画に記載の取組を実行することで達成可能な現実的な目標値を掲げることとする。

(2) 定期的に自己評価及び外部有識者等による評価検証を行うとともに、その結果を公表するものとする。また、計画期間の途中であっても、効果が著しく低いと認められる場合や、総合計画・総合戦略の内容に影響が及ぶような社会情勢の変化や本市を取り巻く環境の変化などがあつた場合は、必要に応じて、総合計画・総合戦略の見直しを行うこととする。

(3) 行政をはじめ、多様な主体の意見を聴きながら改訂を進めることとする。

## (2) 大東市総合計画・総合戦略審議会委員

任期：令和6年10月31日～令和8年12月31日

区分	No	所属等	氏名
1号委員 市議会議員	1	公明党議員団	あずま 健太郎
	2	大阪維新の会	安田 恵子
	3	次世代だいたい	みずおち 康一郎
2号委員 学識経験者	4	和歌山大学名誉教授	三吉 修
	5	大阪産業大学 経営学部 商学科 教授	澤登 千恵
3号委員 行政機関	6	大阪府政策企画部企画室推進課 課長補佐	関本 武史
4号委員 市民代表者	7	大東市区長会 会長	品川 公男
	8	大東商工会議所 副会頭	高島 登 (～R7. 11. 3) 住川 奈美 (R7. 12. 23～)
	9	大東青年会議所 理事長	森岡 裕介 (～R6. 12. 31) 田中 恒成 (R7. 2. 21～R7. 12. 31) 保村 涼太 (R7. 1. 21～)
	10	大東市民生委員児童委員協議会 会長	藏前 芳治 (～R7. 11 協議会副会長 ・ R7. 12～ 協議会会長)
	11	株式会社 時事通信社 大阪支社長	田畑 裕 (～R7. 6. 30) 松崎 勝美 (R7. 7. 30～)
	12	株式会社 りそな銀行 住道支店長	古久保 仁子 (～R7. 3. 31) 原田 泰志 (R7. 7. 30～)
	13	行政 DX コンサルタント	吉田 夏樹
	14	公募市民	川崎 智恵香
	15	公募市民	池田 聡馬 (～R7. 3. 31) 高橋 黎也 (R7. 7. 30～)



### (3) 審議会等開催経過

年 度	月 日	内 容
令和6（2024）年度	10月28日	庁内推進本部会議
	10月31日	総合計画・総合戦略審議会
	2月17日	庁内推進本部会議
	2月21日	総合計画・総合戦略審議会
令和7（2025）年度	7月28日	庁内推進本部会議
	7月30日	総合計画・総合戦略審議会
	10月10日	庁内推進本部会議
	10月14日	総合計画・総合戦略審議会
	12月18日	庁内推進本部会議
	12月23日	総合計画・総合戦略審議会
	1月21日	総合計画・総合戦略審議会
	1月23日	庁内推進本部会議

#### (4) 諮 問

大東戦略企第911号  
令和6年10月31日

大東市総合計画・総合戦略審議会  
会長 様

大東市長 逢坂 伸子

第5次大東市総合計画および第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について（諮問）

標記について、第5次大東市総合計画および第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂にかかる、貴審議会の意見を求めます。

(5) 答 申

## (6) 関連法規等

### ①大東市自治基本条例

平成17年12月26日

条例第26号

大東市は、多くの河川や水路、飯盛・生駒の緑豊かな自然環境に恵まれ、人情深い河内の風土のもと、野崎まいりやだんじり祭りなどの伝統文化が大切に育まれながら、活気あふれる都市の街並みが続くまちへと発展してきました。

私たちは、先人たちの英知と努力によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、自然環境、人のつながり、歴史と文化、産業集積、生活基盤の充実などの誇るべき財産を、未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、個性豊かで自然の恵みと都市の住み良さが共生するまちを目指します。

そのためには、地方自治の原点に立ち戻り、私たちのまちを自ら創り育てるという強い信念をもって、多様な主体が連携し合い、協働のまちづくりを進め、自立した市政を実現していかなければなりません。

私たちは、市政に参画し、一人ひとりの基本的人権が尊重され、子どもから高齢者まで誰もが安心して住み続けることのできる大東市を創造するため、ここに最高規範としての自治基本条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会及び市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内で在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関をいう。

##### (最高規範性)

第3条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、他の条例や計画等は、この条例の趣旨を十分に尊重し、整合性を図るとともに、市民、事業者、議会及び市長等は、これを誠実に遵守しなければならない。

#### 第2章 市民と事業者

##### (市民の権利と責務)

第4条 市民は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定められた権利を有するとともに、市政に関し、情報を知り、参画(政策の立案、実施、評価その他の各段階において主体的にかかわり、行動し、意見を述べることをいう。以下同じ。)する権利を有する。

2 市民は、法令に定められた義務を果たすとともに、市政に参画する場合にあっては、自らの行動に責任を持たなければならない。

##### (事業者の権利と責務)

第5条 事業者は、前条の権利と義務を有するほか、地域社会の一員として、事業活動におい

て環境との調和を図り、公益的な活動に協力し、健全な事業活動を行わなければならない。

### 第3章 議会

#### (議会の役割と責務)

第6条 議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の意思決定機関であり、市長等の市政運営を監視し、牽制し、調査する機能を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。

#### (開かれた議会)

第7条 議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 議会は、会議の公開や、情報の積極的な提供により、市民と情報を共有し、開かれた議会運営に努めなければならない。

#### (議員の責務)

第8条 議員は、市民の代表者として、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

### 第4章 市長等

#### (市長等の役割と責務)

第9条 市長等は、地方自治の本旨にのっとり、その権限と責任において、多様化する市政の課題に対し、必要な施策を的確に選択して総合的かつ計画的な市政運営を行うとともに、創意と工夫により財源の確保に努めなければならない。

2 市長等は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）と、市政の課題を解決するために、協働（それぞれの自覚と責任の下にその立場や特性を尊重しつつ、対等の立場で協力して取り組むことをいう。以下同じ。）に努めなければならない。

3 市長等は、まちの活力を生み出し、豊かな市民生活を実現するため、事業者の創意工夫による活動に対して必要な支援を行わなければならない。

### 第5章 市政運営

#### (総合計画)

第10条 市は、計画的な市政運営を行うため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 市は、総合計画に基づく事業の実施に当たり、行政経営の視点から、最少の経費で最大の効果をあげる手法を選択し、市民満足に努めなければならない。

#### (財政運営)

第11条 市は、総合計画を踏まえた財政計画を策定し、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、財政状況をわかりやすく公表しなければならない。

2 市は、市の財産について、適正な管理と効率的な運用に努めなければならない。

#### (行政評価)

第12条 市は、行政資源を効果的に配分するため、事業や施策の効果を明らかにする評価制度を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければならない。

#### (行政手続)

第13条 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民その他関係者の権利利益を保護するため、行政手続の基準を明確にしておかななければならない。

(情報公開)

第14条 市は、施策の立案から実施、評価に至るまでの過程について、わかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民の知る権利を保障し、市政への参画を促進するため、必要な市政情報を積極的に提供するものとし、市政の推進に役立つ情報については、市民等からも積極的に市に提供するなど、互いに情報を共有できるように努めなければならない。

3 市は、市民等との相互理解を深めるため、直接対話する機会を設けることに努め、対話に当たっては、市民等が参画しやすい環境を設けるものとする。

(個人情報保護)

第15条 市及び事業者は、個人に関する情報を保護するための適切な取扱いを徹底し、個人の権利利益を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(組織及び職員)

第16条 市は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効果的な組織運営の確保に努めなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者として市民等の信託に応えることができるよう、職務遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(法令遵守)

第17条 市及び職員は、職務に係る倫理を保持するとともに、法令を遵守し、公共の利益のため、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

(公益通報)

第18条 市は、公益通報（市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について職員等から行われる通報をいう。）を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

(広域行政)

第19条 市は、国、大阪府及び他の自治体と対等、協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めなければならない。

第6章 協働と参画

(協働のまちづくり)

第20条 まちづくりには、市民等のほか、大東市というまちをより良くしたいと活動する人はすべて参加することができる。

2 市及び市民等は、互いに個性や能力を発揮できるよう尊重し、協働のまちづくりを推進するものとする。

(市民等と行政との協働推進)

第21条 市は、協働のまちづくりを進めていくために、市民等が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、重要な施策の企画立案、実行、評価の各段階において、適切な協働の手法を整備しなければならない。

(人材づくり)

第22条 市は、市民等がまちづくりの担い手となるように、自主的に学び、活動できる環境の整備に努めるものとする。

(子どもの育成)

第23条 市は、保護者、地域住民、関係機関と密接な協力・協働の体制を確保し、子どもが

夢と希望を持って未来を担うことができるよう、子どもの健全な育成に積極的に取り組まなければならない。

(コミュニティ)

第24条 市民等は、防災など地域の課題の解決や豊かな地域社会を実現するため自主的に形成された組織（以下「コミュニティ」という。）に対し、協力するよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して平等に取り扱い、公益的な活動に対して、必要に応じて支援するよう努めなければならない。

(危機管理)

第25条 市民等は、危険を回避し、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から適切な防衛策をとるよう努めなければならない。

2 コミュニティは、関係機関や市と協力し、地域住民が安心して生活できるような対策をとるよう努めなければならない。

3 市は、これまでの経験と知識を踏まえ、市民等の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民等の自助努力を支援し、関係機関、市民等との連携、協力を努めなければならない。

第7章 意思表示

(パブリックコメント)

第26条 市は、意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市民生活や事業活動全般に広く影響を与えるような重要な条例や計画を作成する場合は、事前に案を公表し、市民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

(意見、要望への対応)

第27条 市は、市民等から市政一般に関する意見や要望を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(住民投票)

第28条 18歳以上の市内に在住する者（永住外国人を含む。）は、市政に関する重要な事項について、その総数の3分の1以上の署名により、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の請求には、投票に付すべき事項その他住民投票の実施に関し必要な事項を明記しなければならない。

3 市は、住民投票の実施が請求された場合における当該請求に関する意思、また、住民投票を実施した場合における住民投票の結果については、尊重しなければならない。

第8章 補則

(条例の見直し)

第29条 市長は、社会情勢の変化などにより、この条例の見直しを行う必要がある場合は、速やかにその手続をとらなければならない。

2 市長は、この条例の見直しに当たっては、市民等の意見を広く聴かななければならない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## ②大東市総合計画・総合戦略審議会規則

平成30年3月23日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、大東市附属機関条例(平成24年条例第29号)第3条の規定に基づき、大東市総合計画・総合戦略審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項についての調査審議に関する事務が終了する日までとする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者が共に互選されていないとき又は会長及びその職務を代理する者が共に事故あるとき若しくは欠けたときにおける審議会の会議の招集及びこれらの場合における審議会の会議の主事は市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提供を求め、又は審議会の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進部戦略企画課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行う。

附 則（平成30年規則第58号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### ③大東市総合計画・総合戦略推進本部設置要綱

平成30年4月17日  
要綱第35号

(設置)

第1条 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進に係る重要な事項について審議、調整及び報告をするため、大東市総合計画・総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進に係る重要な事項の審議、調整及び報告に関すること。
- (2) 大東市総合計画及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、改定及び推進について、市長に建議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員に事故あるとき、又は欠けたときは、代理の者が出席することができる。

(本部長等)

第4条 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は副市長をもって充て、副本部長は政策推進部長をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し推進本部の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会)

第6条 推進本部の所掌事務について具体的な検討を行うため、推進本部に検討会を置ことができる。

- 2 検討会は、各部等の総務担当課長をもって組織する。
- 3 検討会に会長を置き、政策推進部戦略企画課長をもって充てる。
- 4 検討会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 5 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し検討会の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策推進部戦略企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年要綱第16号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年要綱第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年要綱第39号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年要綱第42号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年要綱第35号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長、教育長、上下水道事業管理者、理事、危機管理監、政策推進部長、総務部長、市民生活部長、人権政策監、福祉・子ども部長、保健医療部長、都市経営部長、都市整備部長、産業・文化部長、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育政策部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、公平委員会事務局長、監査委員事務局長及び会計管理者
---

#### ④まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

## 第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるも

のとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
  - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策に関する基本的方向
  - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・令三法三六・一部改正)

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

## ⑤大東市民憲章

昭和46年10月1日  
制 定

大東市は飯盛、生駒を東にのぞむ美しい風土と人情のもとに、魅力ある近代都市へと発展するまちです。

わたくしたちは、このまちに住む市民であることを誇りとし、わたくしたちの手で、ほんとうに住みよいまち大東市を建設するために、この憲章を定めます。

わたくしたち大東市民は

- 1、自然を愛し、環境をととのえ  
心をあわせて美しいまちをつくりましょう
- 1、たがいに尊敬し、はげましあい  
心をあわせて明るいまちをつくりましょう
- 1、ことばをただし、礼儀をまもり  
心をあわせて秩序あるまちをつくりましょう
- 1、健康で、働くことによるこびをもち  
心をあわせて豊かなまちをつくりましょう
- 1、伝統をたつとび未来をそだて  
心をあわせて文化のまちをつくりましょう